

「子ども安全集会」を開きます

— どなたでも参加できます —

町では、家庭や地域との連携により子どもたちが安全・安心に暮らすことのできる美郷町を目指し「子ども安全集会」を開きます。お問い合わせの上ご参加ください。

- 日 時 ●10月20日(金) 受付開始 午後2時40分～
開 会 午後3時～(午後4時15分閉会予定)
- 会 場 ●仙南公民館「ホール」
- 内 容 ●①情報提供「子どもの安全対策について」 ②子育て講話「地域が願う子どもたちの健やかな成長」
③「子ども見まもり隊」活動について
- 講 師 ●片桐 孝子さん(美郷町出身、山形県上山市在住)
第15回全国童謡歌唱コンクール全国大会銅賞受賞
みんなに親しまれる歌を中心に、各地でコンサートを展開中です。
- 参加申込 ●10月13日(金)まで、町教育委員会学務課へ電話でお申し込みください。
- そ の 他 ●・この集会は、「子ども見まもり隊」ボランティアの皆さんへ先に通知してある「子ども見まもり隊」研修会と共催です。
・「子ども見まもり隊」ボランティアにはどなたでも参加できます。受付でお申し出くださればステッカーをお渡しします。

問い合わせ 町教育委員会(千畑庁舎)学務課 ☎0187-84-4914 ☎0187-85-3102

コミュニティ助成事業で、テント等の備品を整備しました

— 地域の行事に活用ください —

平成18年度のコミュニティ助成事業により、テント(10張)とスタッフジャンパー(100着)を整備しました。

どちらの備品も自治会や町内会、集落などに貸出し、地域の行事に使用することができます。

詳しくは町長公室行政推進班までお問い合わせください。



テント

問い合わせ 役場(六郷庁舎)町長公室 行政推進班 ☎0187-84-4900(内線1224)

幼稚園・保育園の臨時職員を募集します

- 募集内容 ●仙南幼稚園・保育園用務員兼通園バス添乗員 1人
- 雇用期間 ●平成18年10月12日から平成19年3月23日
- 業務時間 ●原則として、午前7時30分から午後4時15分まで 週40時間
- 賃金形態 ●時給760円 その他手当なし
- 加入保健等 ●雇用保険、健康保険、厚生年金(必ず加入していただきます)
- 申込期限 ●10月6日(金)
- そ の 他 ●お申し込み、お問い合わせは、すべてハローワークを通じて行ってください。



問い合わせ ハローワーク大曲 ☎0187-63-0335

農業所得簡易計算が廃止されます

水稲・野菜等の販売金額や各種補助金などの収入金額に所得率(平成17年分の所得率は20%)を乗じた金額をその年の農業所得とする「農業所得簡易計算」が、平成19年分(平成20年2月申告分)の所得税及び町県民税確定申告から廃止されることになりました。

これに伴い、家事消費等の計算の目安としていた「保有米60kgあたりの単価」及び「自家用畑の10aあたりの収入金額」も廃止されます。

これまで「農業所得簡易計算」にて農業所得を計算していた農家の方も平成19年分の申告から他の事業所得と同様、実際に収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算する収支計算が原則となります。

収支計算を行うには、収入金額や必要経費に係る出荷伝票や領収書などの書類の保存と日々の取引の記録(帳簿)が必要となります。こまめに領収書などの書類整理と記帳を行い、平成19年分の申告からスムーズに収支計算ができるよう心がけましょう。

確定申告における医療費控除について

ご本人や生計を一にする親族のために前年中に支払った医療費がある場合、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

$$\begin{array}{l} \text{前年中に支払った} \\ \text{医療費の総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで補てん} \\ \text{される金額} \end{array} - \begin{array}{l} 10\text{万円} \\ \left(\begin{array}{l} \text{所得の合計額が200} \\ \text{万円以下の場合、所} \\ \text{得の5\%} \end{array} \right) \end{array} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

医療費控除の対象となる医療費は、医師や歯科医師による診療や治療、療養のための医薬品の購入などが該当となります。

医療費控除を受けたく確定申告においてになる際は、医療機関や診療月ごとにまとめて計算し、領収書を必ず持参してくださるようお願いしております。また、上の計算式にあります「保険金などで補てんされる金額」とは、入院等により支払われた入院保険金や医療保険などのほか、加入している社会保険や国民健康保険などから支給された高額療養費なども該当になります。

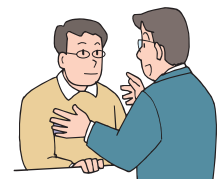
これらの補てん金を支給された方は、各保険会社から支給された保険金額がわかるもの、また、社会保険事務所や役場住民生活課医療保険班から発行される高額療養費支給決定通知書等(老人医療分も含みます)も持参していただかないと正しい医療費控除の計算ができませんので、支給された金額がわかる決定通知書等はすぐに破棄せず確定申告まで保管し、申告の際持参してくださるようお願いいたします。

問い合わせ 大曲税務署 ☎0187-62-2192
役場(千畑庁舎)税務課 ☎0187-84-4902(内線2103)

行政相談週間(10月16日~22日)のお知らせ

10月16日(月)から22日(日)までの1週間は「行政相談週間」です。
この期間中には行政相談委員が次のところで相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

月 日	会 場	時 間
10月18日(水)	六郷公民館「第2会議室」	午前10時~正午
10月19日(木)	仙南交流センター「第1和室」	



問い合わせ 役場(六郷庁舎)総務課 行政班 ☎0187-84-1111(内線1244)